

高齢者や障害者を災害から守るために

## 加東市避難行動要支援者名簿の登録について

健康福祉部福祉総務課(庁舎1階) 担当:平田麻実 ☎43-0408

高齢者や障害者など、災害時に避難において、支援が必要であると思われる方の情報をまとめた「加東市避難行動要支援者名簿」。平常時から、名簿に登録されている方のうち、情報の提供に同意いただいた方の情報を自治会や消防署等の関係者と共有し、災害発生時の避難誘導や安否確認に活用しています。



### 名簿への登録対象となる方(避難行動要支援者)

- ①要介護3～5の認定を受けている方
  - ②身体障害者手帳1級、または2級の交付を受けている方
  - ③療育手帳A判定を受けている方
  - ④精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
  - ⑤高齢者のひとり暮らしや高齢者世帯等で福祉票を提出されている方
- ※①～⑤に該当しない方でも、妊娠婦や子育て中の家庭等、支援を必要とする方も、避難行動要支援者として登録、情報提供ができます。  
登録についての詳細は、福祉総務課にお問い合わせください。

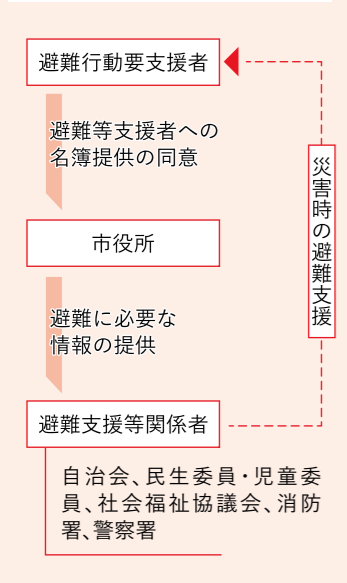
新たに登録対象となった方、および昨年度の調査に未回答だった方に、9月30日に調査票をお送りしています。

**受付期間** 10月31日(木)まで

※情報提供に同意しないと回答された方以外(未回答者の方を含む)は、同意を得ているものとして取り扱います。

※すでに登録されている方のうち、住所など、登録内容に変更のある方は、福祉総務課にご連絡ください。

### 名簿情報共有の流れ



## 農地転用を希望される方へ

加東市内の農地の多くは、農業振興地域における「農用地区域」に指定されています。農用地区域内の土地を農業以外の目的に使用しようとする場合、先に農用地区域から除外する手続きが必要です。農地の転用を希望される方は、まず農政課にご相談ください。

なお、除外の申請は、4月と10月の年2回受け付けています。



**申請受付期間** 10月1日(火)～31日(木)

※除外に関する相談は、随時受け付けています。

※各種法令の要件に適合しない場合や、除外の必要性、妥当性が認められない場合は、農用地区域からの除外、および転用はできません。

産業振興部農政課(庁舎3階) 担当:大橋公樹 ☎43-0518

### 参考 必要書類

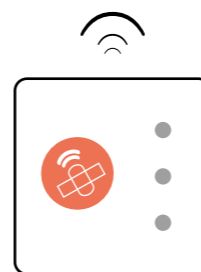
- ①農用地区域除外申出書
- ②土地全部事項証明書
- ③公図 ④位置図 ⑤付近見取図
- ⑥計画図面 ⑦同意書 ⑧理由書など

認知症になっても笑顔で暮らせるまちを目指して

## 加東市ひとり外出見守り・SOSネットワーク おでかけ安心GPS事業

健康福祉部高齢介護課(庁舎1階) 担当:高濱さおり ☎43-0431

認知症になると、認知症初期段階の方でも、外出先で道が分からなくなったり、行方不明になったりする場合があります。市では、認知症になっても、誰もが明るく、笑顔で暮らせるように、ひとりでの外出を見守り、行方不明を防止する事業に取り組んでいます。



### ひとり外出見守り・SOSネットワーク

市民のみなさんや市内の事業所の方々のご協力のもと、行方不明時に、すみやかに発見できる「ひとり外出見守り・SOSネットワーク」を構築しています。

**ネットワークへの登録方法**  
高齢介護課にお申し出ください。ご家族等からのお申し出も可能です。

**登録内容** 住所、名前、緊急連絡先、よく外出されるコースや立ち寄り先など

**行方不明になってしまった場合は:**

ご家族の同意のうえで、「ひとり外出見守り安全、安心ネットワーク」を利用して、行方不明になられた方の名前や特徴を記載した検索メールを流したり、市内の協力機関と情報を共有したりします。また、警察や消防の捜索活動とは別に、情報共有を行い、行方不明になった方を迅速に見つけられるように努めます。

### ひとり外出見守り・SOSネットワーク会議

ひとり外出見守り・SOSネットワークの推進について考えます。

- 日時** 10月16日(水) 13時30分～15時30分
- 場所** 社福祉センター 2階 レクリエーション室
- 内容** 認知症の人と家族にやさしい地域づくり
- 講師** 石川立美子さん(認知症介護指導者)
- 申込期間** 10月11日(金)
- 申込先** 高齢介護課 **申込方法** 直接、電話

### おでかけ安心GPS事業

GPS機能による位置検索が行える機器を、認知症の方にお持ちいただくことで、行方不明になってしまった場合でも、簡単に居場所が分かります。市では、機器の購入費用の一部を助成しています。

※助成を受けようとする場合は、機器の購入前に、高齢介護課にお問い合わせください。

### 土地関係施策について理解を深める

## 10月は土地月間

### 土地取引の届出をお忘れなく!

一定面積の土地取引をした場合は、国土利用計画法に基づき、「土地売買等届出書」の提出が必要です。

### 届出は...

- ①契約を締結した日から起算して2週間以内に
  - ②対象地が所在する市役所、または町村役場に
- ※市役所、または町村役場を経由して、知事(※政令市の場合は、政令市の長)に届け出ます。

### 届出が必要な面積

- 市街化区域…2,000㎡以上
- 市街化調整区域、非線引きの都市計画区域…5,000㎡以上
- 都市計画区域外…10,000㎡以上

都市整備部都市政策課(庁舎3階) 担当:伊藤充紀 ☎43-0510

### 届出方法について



[http://web.pref.hyogo.lg.jp/ks19/wd22\\_00000011.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/ks19/wd22_00000011.html)

### 国土利用計画法に基づく届出制度(兵庫県)

※土地売買届出書は、上の県ホームページのほか、市都市政策課でも、入手いただけます。

※兵庫県内の市町の届出窓口は、県ホームページに掲載されています。兵庫県以外の都道府県における届出先については、土地の所在する都道府県、または市町村にお問い合わせください。